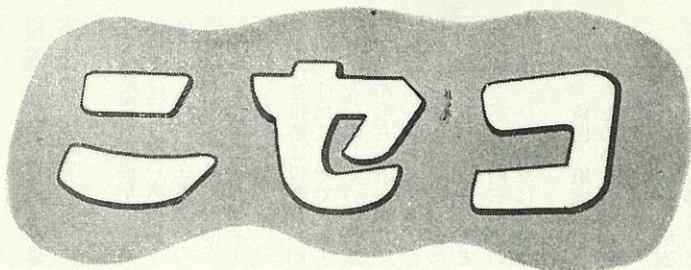


- 選挙の意義について
- 不在者投票について
- 代理投票について
- 投票所の決定

昭和47年12月1日 発行

選挙広報



責任ある一票で

明るく正しい選挙を!!

十二月十日は

衆議院議員総選挙  
最高裁判所裁判官国民審査

の投票日です。

ご承知のように、衆議院は参議院とともに国民の意志を代表し、国政を決定する最高の機関であり、政治経済、外交などの全般にわたって私たち国民の総意を国政に果す良識の府としての役割は、極めて重要であります。

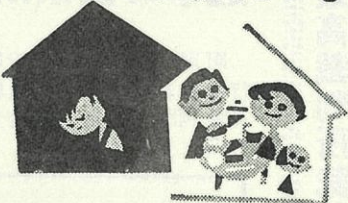
し立候補者の政見をよく知り、よく考え、自由な意思と判断によつて投票されることを希望致します。

一人一人が主権者として自覚に徹して自らの意志と自由な判断に基いて責任ある一票を行使していただき

真に明るい正しい選挙が実現されるよう念願しております。  
また、候補者はじめ関係者におかれても選挙法のルールを厳守し、正々堂々と適法に行動されて公正かつ明朗な選挙が達成されることを強く希望しております。

従いまして、これを構成する議員の選挙は極めて重要な意義をもつており、この選挙が明るく正しく行なわれてこそ国民の福祉の向上も生活の安定も望み得るのであります。  
殊にこのたびの総選挙は一九七〇年代のわが国の進路を決める重大な総選挙と云われております。  
それだけに選挙にのぞむ有権者の皆さんは、このたびの総選挙の意義を十分認識

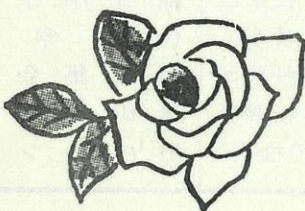
この一票が政治をきめる



投票用紙は

衆議……うすい青色  
最高裁……白 色

まちがいのないように!



今度こそ

政治が悪いと言わぬ票

# 棄権は絶対にやめましょう

投票日に不在の方は  
不在者投票を

文字の書けない人は  
代理投票を

衆議院議員総選挙の当日  
投票所に行けない次のよう  
な人のために不在者投票の  
制度がありますので棄権を  
しないで必ず投票するよう  
にいたしましょう。

身体の故障、または文盲  
で文字の書けない方のため  
に代理投票の制度がありま  
す。

不在者投票は投票日の前  
日十二月九日までできます。  
(1)選挙人が属している投票  
区の市町村以外の地域で  
職務に従事している人。  
(2)やむを得ない用務、また  
は事故のため、その属す  
る投票区の市町村以外の  
地域へ旅行または滞在中  
の人。  
(3)病気、負傷、妊娠、身体  
障害のため歩くことが著  
しく困難な人。

このようない人は、選挙当  
日、投票所で申し出てくだ  
さい。投票管理者は代理す  
る者二人を選び、一人に書  
いたかどうか立合わせます。  
この選ばれた二人の代理  
者は、その書いたことを他  
人にもらすと厳罰に処され  
ることになっているので、他  
にもれることはありませ  
ん。字が書けないからとい  
つて棄権することなく投票所  
で気軽に申し出てください。

くわしいことは、役場選  
挙管理委員会にお尋ねくだ  
さい。

## 12月10日

午前7時～午後6時

### 衆議院議員 総選挙

投票当日は、投票開始の  
午前7時と投票所閉鎖1  
時間前の午後5時にサイ  
レンを吹鳴します。

その手はくわぬ。



## 選挙の投票所が決まる

町選挙管理委員会では、12月10日に行なわれる衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の投票所を10ヶ所に決めました。

ニセコ町各投票所		
投票区名	投票所	
第1投票区	ニセコ町役場	
第2投票区	元町集会所	
第3投票区	有島二集会所	
第4投票区	近藤小学校	
第5投票区	宮田小学校	
第6投票区	福井小学校	
第7投票区	桂中学校	
第8投票区	西山集会所	
第9投票区	藤山小学校	
第10投票区	田中ミ	

## 最高裁判所裁判官国民審査の 投票が同時に行われます

このたびの衆議院議員総選挙に最高裁判所裁判官の  
国民審査の投票が同時に行われますが、国民審査に付  
される裁判官は七名です。投票当日衆議院の投票の次  
でお間違いないようご承知願います。

### ◎選挙公報の配布

衆議院議員立候補者と、  
最高裁判官の選挙公報(立  
候補者の経歴、政見等)が掲  
載されている)を十一月一  
日発送いたします。  
全戸には十二月八日まで  
に配布完了されることにな  
っていますが、内容をよく  
読まれて、信する人に消  
一票を投票いたしましょう。

### ◎投票所入場券の 配布

投票所入場券を十二月  
一日駐在員さんあて一括発  
送します。  
駐在員さんは「間違いや  
転出者」などありましたら  
至急選挙管にご連絡下さるよ  
うお願いします。

## 棄権して だれにまかせる 国のかじ